

平成28年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

平成28年8月19日

8月19日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 香取市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を定めること
について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 買受適格証明について
- 日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ
いて
- 日程第8 報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	7番	海	老	澤	武	
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己	
13番	篠	塚	正	悟	14番	高	木	甚	一	
15番	伊	藤	は	つ	子	16番	高	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男	
19番	大	須	賀	常	政					

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

6番	片	野	壽	夫	8番	高	松	多	可	史
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
------	---	---	---	---	------	---	---	---	---

農地班長 越 川 泰 克 副 主 幹 林 光 夫
主任主事 佐々木 卓 也

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、6番 片野委員、8番 高松委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 海老澤武委員、13番 篠塚正悟委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 香取市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を定める

ことについて。下記のとおり農業委員会等に関する法律第7条に基づき、香取市農業委員会に係る指針を定めることについて審議を求める。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

本案件につきましては、先月総会時に、素案ということで農業委員の皆様方のご審議をしまして、その後、農地利用最適化推進委員からの意見を求めたうえで後日意見等出ましたら修正等を検討するという説明をしましたが、特に推進委員さんからの意見等はございませんでしたので、前回総会時の原案のとおりとしたいと思います。原案からの追加項目としまして、2ページに項目の4を設けました。

内容につきましては、「本指針は、毎年度末に農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標数値の見直しを図る。」ということで追加しましたので、これについて、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が親より贈与を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人は〇〇〇で〇〇〇を経営していましたが、〇〇による〇〇〇〇〇〇〇により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇指定を受けたことにより、〇〇〇内での営農を断念し、香取市で本格的に農業経営を再開するため申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲渡人が耕作不可能なため、知人である譲受人に贈与するものであります。

整理番号7番、譲受人が耕作の利便を図るため、自作地に隣接している申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 事前審査会の報告をいたします。

議案第2号 去る、8月12日（金曜日）午後1時30分より市役所3階会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から9番まで審査した結果、議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を移譲し、後継者である息子が贈与により所有権移転を受けるものです。親子間で住所に相違がありますが、同一生計、同一農業経営であります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である娘と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号3番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号4番につきまして、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢と健康上の理由から農業経営を縮小し、譲受人が経営の安定を図るため、農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものであります。

譲受人の父は〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇を経営しており、主に野菜の〇の〇〇・〇〇などを行っております。営農計画も適正であり、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号5番につきまして、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲受人は〇〇〇〇〇〇で長年、〇〇を経営しておりましたが、〇〇〇〇〇〇により町内全

域が〇〇〇〇の指定となり、〇〇〇〇な状況となりました。現在においても、〇〇〇での営農再開の見込みが立たないことから、〇〇〇である本市にて〇〇を再開するため、申請地を売買にて譲り受け、農業経営を開始するためであります。

所有権移転後は、長年培った技術を活かし、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号6番について、12番 内山委員。

1 2番内山委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続により取得した農地を親戚筋である譲受人に所有権移転するものでございます。譲渡人は遠方に居住しており、農地を所有・耕作する意志もないことから、近隣の耕作者である譲受人が贈与にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

効率的に耕作可能なことから、所有権移転後も譲受人が良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号7番について、14番 高木委員。

1 4番高木委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、相続人不存在により〇〇〇〇〇となった国有農地について、その対象農地の両隣を所有している譲受人が耕作の利便を図るために、売買にて払い下げを受けるものです。

譲受人は県外在住者であります。市内に5町歩を超える農地を所有し、耕作をしております。また、従前より対象農地も耕作しており、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号8番について、17番 伊藤委員。

1 7番伊藤委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接する利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

取得後は一体的な耕作が可能となり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号9番については、私の案件でございますので、議事進行の都合上、事務局

より意見書の代読をお願いいたします。

事務局農地班 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇が任意売却により申請地を処分するもので、譲受人が隣接地を耕作していることから、売買にて譲り受け、耕作の効率化と農業経営の拡大を図るものです。

譲受人は、7町歩を超える稲作を営んでおり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、長屋住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第一種住居地域にあり、第3種農地であります。

なお、本案件は議案第4号の整理番号6番と関連します。

整理番号2番、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と

判断します。

以上の2件でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

1 4番高木委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

書類等を審査した結果、実効性等問題なく、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この案件は、先ほど事務局からも説明があったとおり議案第4号整理番号6と関連案件となっております。

場所でございますが、〇〇〇〇道路、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇を左に見てその先の〇〇〇〇にかける〇を渡り左側になります。

申請人は、安定した収入を得るため、生活受給圏内に〇〇〇〇や〇〇、〇〇などの施設が整い、需要が見込める当該申請地に長屋住宅を建築する計画です。

用水は、市水道を利用し、雨水については、宅内浸透処理をし、雑排水については、公共下水道へ接続するとのことです。

また、隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画および造成計画についても適正であると思われこの関係土地改良区との協議も整っていることから申請は農地法第4条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 整理番号2番について、11番 菅谷委員。

1 1番菅谷委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇の〇〇〇〇の裏街道の入口を右手に見て〇メートルほど行った左側にあります。

申請人は、安定した収入を得るため、日照条件が良好で、太陽光発電に適した自宅の隣地である申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者へ説明のうえ、同意も得ております。また、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で搬入路用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

なお、本案件は次の整理番号2番に関連します。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号3番から5番は関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で〇〇〇〇処理施設用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域であります。平成 28 年 7 月 21 日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく用途区分の変更を受けており、不許可例外事由一覧表の B に該当します。

なお、土地改良関係では北総東部土地改良区の同意を得ております。

整理番号 6 番、転用を伴う賃借権設定で進入路用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で第 3 種農地であります。

整理番号 7 番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で第 3 種農地であります。

整理番号 8 番から 10 番は関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で飼料保管用倉庫用地とのことです。

申請地は農振農用地区域であります。平成 28 年 7 月 21 日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく用途区分の変更を受けており、不許可例外事由一覧表の B に該当します。

整理番号 11 番、転用を伴う使用賃借権設定で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 12 番および 13 番は関連案件であります。

一時転用を伴う賃借権設定で土砂採取用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

なお、本申請地は既存の土砂採取地に隣接しており、事業区域の拡大を図るためのものがあります。

整理番号 14 番および 15 番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 16 番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 17 番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

以上、17 件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 2 班 班長 高木甚一委員。

1 4 番高木委員 議案第 4 号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 17 件で、整理番号 3 番から 5 番、8 番から 10 番、12 番および 13 番、14 番および 15 番は関連案件であります。

このうち、整理番号 3 番から 5 番については、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

現地調査した案件については、周囲の農地への影響もなく、特に問題ないとの意見でありました。

また、その他の案件については書類等で審査した結果、実効性等問題なく、農地法第 5 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第 4 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 4 号 整理番号 8 番、9 番、10 番の 3 件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 それでは、担当委員の意見をお願いいたします。

10 番 林委員。

1 0 番林委員 整理番号 8 から 10 については関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、○○地区から○○○への道路に隣接、道路から○○メートルほど入った場所で、○○○○○の施設とそれから申請人の○○が両方にあった中の土地にこの場所があります。

譲受人は、○○業を営んでいる○○であり、近年、○○○○の増加に伴い、○○も増大し

たため、保管場所として、〇〇〇〇地に倉庫を建設する計画です。

用水は利用せず、雨水については、既存〇〇雨水排水系統へ接続し、放流する計画です。

また、隣接農地所有者の同意を得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 8番、9番、10番の3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号8番、9番、10番の3件については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 それでは、分離案件以外について、審議しますので、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番、3番、4番、5番の5件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、これは〇〇〇〇〇〇の終点〇〇メートル手前付近です。

譲受人は、〇〇〇を営む法人であり、申請地東側に太陽光発電設備を設置する計画となっております。太陽光発電用地へは、資材の搬入路がないことから、当該申請地に一時転用を伴う賃借権の設定をするものであり、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件をみたしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

譲受人は、〇〇〇の〇〇〇を営んでおり、現在の駐車場では、〇〇〇の駐車スペースが確保できず、事業に支障をきたしておりました。

今般、〇〇近隣の申請地を購入する協議が整ったため、〇〇〇駐車スペースとして利用する計画とのことです。

用水については利用せず、雨水は敷地内浸透とのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は、農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号11番について、13番 篠塚委員。

1 3番篠塚委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

現状では、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面から行きますと、〇〇〇〇の先に〇〇の〇〇〇〇があります。その前の〇〇を右折しまして、〇〇メートル位行った右側が現地でございます。

譲受人と譲渡人とは親子関係であり、お互い〇〇〇であるため、〇〇は作付しておらず、申請地の荒廃農地化を防止するため、申請地に太陽光発電施設を設置する計画であります。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号12番、13番、14番、15番の4件について、16番 高木委員。

1 6番高木委員 整理番号12番と13番について、関連案件ですので、一括して現地調査を行った結果を説明申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇〇〇〇を〇〇の方に向かいまして、〇〇〇とちょうど境の所を上った所でございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇を営んでいる法人であります。平成7年から申請地近隣で〇〇〇〇〇事業を行っており、今般、事業の拡大を図るため、隣接地を〇〇〇〇〇〇する計画となっております。いわゆる〇〇〇〇〇〇のための申請であります。

雨水は敷地内に浸透池を設ける計画で、また、隣接農地所有者の同意も得ております。資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号 14 番と 15 番については、関連案件ですので、一括して説明を申し上げます。

場所は、○○○○○○を○○方面に向かいまして○○○の○○○○○○○があります。その前を通りまして○○○○○○の前を通過して○キロほど行きますと、○○○○という○○○がございまして。その後ろ側の道を入れて○○メートル位の所にございます。

譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、適した土地を探していたところ、売買の協議が整ったので、申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件をみたしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号 16 番、17 番の 2 件について、17 番 伊藤委員。

17 番伊藤委員 まず、整理番号 16 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、○○○○○、○○○○○しております○○○○○、反対側に○○○○○のある○○を○○方面へ約○○キロ行きますと、右側に○○○○○○○○○があります。その反対側ですね、左折しまして約○○メートル位行った所が場所でございます。

譲渡人は、後継者もなく農地の有効活用ができないことから、太陽光発電事業を営む譲渡人との間に賃借権を設定し、太陽光発電用地とする計画です。

用水の利用計画はなく、雨水は敷地内浸透とのことです。また、隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号 17 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、先ほど申しました○○○○○、○○の○○○を○○方面へ向かいますと、○ ○という○○○さんがございます。その○○○さんの脇を右側に右折して約○○キロメートル行った所でございます。

譲受人は、太陽光発電事業を営む法人であり、適した土地を探していたところ、譲渡人に後継者もなく休耕地になっている申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画について適切

であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の3件を除く14件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の3件を除く14件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の3件を除く14件は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成28年度第5次農用地利用集積計画1番から3番までの申請であります。

最初に18ページの整理番号3番について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成27年10月27日付けで賃借権による利用権の設定をしておりますが、利用権の設定を受けている農地利用適格法人が〇〇〇栽培のためのハウスおよび付帯施設を建築するため、用途を畑から農業用施設用地に変更するための手続きであります。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところによって、そ

の利用目的に供するために用途変更する場合については、農地法の規定に基づく転用許可が不要とされております。

それでは、別紙に農業経営基盤強化促進法抜粋版の第4条第1項第3号に農用地の定義として、農業用施設の用に供される土地が規定されていることから可能であります。それとともに香取市の定める農業経営基盤強化促進にかかる基本構想というのがありまして、抜粋の次第の裏面の37ページということですが、すべて農業用施設用地という分野の基本構想にも入っております。その中でも農業用施設として利用するため利用権設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められることとなっておりますので市の基本構想からも特に本件については問題ないということで農業施設用地への用途変更となっております。

次に、その他の利用権設定状況ですけれども、賃借権の設定の新規2件、8,919 m²で、すべて田でございます。

以上、利用目的の変更を含めた3件の第5次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号の3件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号の3件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、審議した議案第5号の3件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は、千葉地方裁判所民事第4部が執行する競売に参加するための買受適格証明願であります。

競売の方法は期間入札で、入札日は平成28年8月24日の午前9時から平成28年8月31日の午後5時までです。

整理番号1番および2番の申請者が競売に参加する理由は、農業経営の規模拡大を図るためとのことです。

なお、売却決定を受けた申請者が農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第6号 事前審査会の審査結果について報告いたします。

買受適格証明願の案件は2件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果報告をいたします。

整理番号1番および2番について、千葉地方裁判所が執行する競売によるものであり、特に問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第6号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、6番 片野委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請地は、自宅と自作地に隣接した農地であり、立地条件が良いことから、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号2番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請人は通作要件、営農計画など適正なものであり、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第2号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、2件であります。

報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年8月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、5件であります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時59分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人